

独立行政法人日本学術振興会業務方法書（案）

〔平成 15 年 10 月 1 日
規 程 第 1 号〕

改正 平成 19 年 3 月 30 日規程第 4 号

改正 平成 21 年 11 月 25 日規程第 18 号

改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 12 号

改正 平成 年 月 日規程第 号

第1章 独立行政法人日本学術振興会の目的等

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 振興会は、振興会法第15条に規定される学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図る業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と連携を図り、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を期するものとする。

第2章 独立行政法人日本学術振興会の行う業務

(学術研究の助成)

第3条 振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金で予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金の交付を行うなど、学術の研究に関し、必要な助成を行う。

- 2 振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費の助成を行うため、国から交付される補助金により学術研究助成基金を設け、これを財源として、研究者に対し、学術研究に関する助成金の交付を行う。これにより、研究者が年度の区切りにとらわれず、研究の進捗に合わせて研究費を使用することを可能とする。
- 3 振興会は、前2項に定める補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。

(研究者養成のための資金の支給)

第4条 振興会は、優秀な学術の研究者を養成するため、少壮、有為な研究者に、国内外

の大学その他の学術研究を実施する機関（以下「大学等」という。）で行う研究を奨励するための資金を支給する。

（学術に関する国際交流の促進）

第5条 振興会は、学術に関する国際交流の促進のため、次の各号に掲げる業務を行う

- 一 外国人研究者を我が国の大学等に招へいする、もしくは、海外の大学等に我が国の研究者を派遣するために必要な資金の支給
- 二 振興会と外国の学術振興機関との協定等に基づき行う、研究者交流、共同研究、セミナーその他の交流事業の実施
- 三 来日する外国人研究者の生活支援に関する事業の実施
- 四 海外の連絡拠点を通じた学術情報交流の促進や学術フォーラムの実施等、学術の国際交流における我が国と諸外国との関係強化につながる事業の実施
- 五 國際研究集会の支援その他学術の国際交流の促進に必要と認められる業務

（学術の応用に関する研究）

第6条 振興会は、学術の応用に関する研究を行う。

- 2 振興会は、学術の応用に関する研究を行うに当たっては、その一部を大学等に委託する。
- 3 振興会は、学術の応用に関する研究の実施により生じた無体財産権を専有し、又は当該研究を委託した機関又は当該研究の発明者、考案者等と共有することができる。

（学界と産業界との協力の促進）

第7条 振興会は、学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力（以下「产学研協力」という。）に係わる事業を促進するため、产学研協力の推進方策の検討を行い、情報交換、研究交流を図る委員会を設置し、これらの連携、協力を支援する業務を行う。

（学術振興方策に関する調査及び研究）

第8条 振興会は、国内外における学術振興の方策及び学術研究の動向等、我が国の学術振興を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行う。

（成果の普及及び活用）

第9条 振興会は、調査及び研究の成果について、電子的な発信、報告書の出版等により、公開し、広く活用を促進する。

- 2 学術の応用に関する研究の実施により生じた無体財産権については、その実施を許諾し、又は、譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。
- 3 前項に係る業務の実施に必要な事項については、別に定める。

（国が行う助成に必要な審査及び評価）

第10条 振興会は、学術振興のために国が行う助成事業の審査及び評価を公正な評価体制を整備し実施する。

(附帯業務)

第11条 振興会は、国際学術会議開催のための募金に関する業務、国際生物学賞による顕彰に関する業務、野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞（野口英世アフリカ賞）に係る医学研究分野の審査業務及びその他第3条から第10条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。

第3章 業務委託及び業務受託の基準

(業務委託の基準)

第12条 振興会は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務を委託することができる。

- 2 振興会は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 業務委託に関する基準及び前項の契約において定める事項等その他の業務委託に関し必要な事項は、別に定める。

(業務受託の基準)

第13条 振興会は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。

- 2 振興会は、前項の業務の受託をしようとするときには、委託者と業務受託に関する契約を締結するものとする。
- 3 業務受託に関する基準及び前項の契約において定める事項等その他の業務受託に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 競争入札その他の契約に関する基本事項

(競争入札その他の契約に関する基本事項)

第14条 振興会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質または目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるとき、その他別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によるものとする。

- 2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約については、同協定に定められた調達手続きによるものとする。

第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項

(先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金)

~~第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。~~

~~2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我~~

~~が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。~~

~~3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。~~

(業務細則の作成)

第16-15条 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成19年3月30日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成21年11月25日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成23年4月28日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日以後の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。